

第4部 障害児通所支援等の見込量等 (第3期千葉市障害児福祉計画)

第1章 成果目標

1 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターでは、障害のある児童が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または、集団生活への適応のための訓練を行っています。

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することとしています。

本市においては、令和4年度末において、児童発達支援センターを6か所設置しており、国の基本指針の目標を上回っていることから、目標値は設定しないこととします。

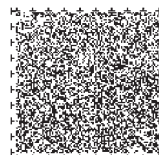
2 障害児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の社会への参加・包括(インクルージョン)を推進する体制を構築することとしています。本市においては、関係機関と連携・協議しながら、体制の構築について検討していきます。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

国の基本指針では、未就学の障害児が発達支援を受けられる児童発達支援事業所のうち、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所について、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上を確保することとしています。

本市においては、令和4年度末において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を5か所確保しており、同指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。



4 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービス事業所のうち、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所について、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上を確保することとしています。

本市においては、令和4年度末において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を9か所確保しており、同指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切に支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、令和5年度末までに設置することとしています。

本市においては、令和元年度に設置しており、同指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

6 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

第3期計画の策定に係る国の基本指針では、医療的ケア児が適切に支援を受けられるよう、コーディネーターを配置することを基本としています。本市では、令和6年度から8人配置することを目標とします。

【本市の目標値】

項 目	令和4年度実績 (参考)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	8人配置	8人配置	8人配置	8人配置

7 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置

障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、関係機関と連携を図ります。18歳を迎えたとき、本人の特性に対応した適切な環境へ円滑に移行できるよう、必要に応じて、自立支援協議会に「協議の場」を設け、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整を行います。

